

説明資料5

その他の業務遂行状況

## 目 次

最近の業務遂行状況(平成28年4月以降) .....	1
(別紙1) 会議・研修会等の開催状況 .....	3
(別紙2) 新たな業務手引きの作成について .....	5
(別紙3) 会計実地検査等の状況 .....	6
(別紙4) システム運営及び情報セキュリティ対策 .....	8

## その他の業務遂行状況（平成28年4月以降）

### I 独立行政法人通則法に基づく独立行政法人の管理業務（内部統制）関係

- 1 平成27年度財務諸表の主務省提出（6月30日）
- 2 平成27年度業務実績報告及び自己評価書の主務省提出（6月30日）
- 3 平成27年度業務実績の主務省評価への対応（～8月）
- 4 平成27年度内部監査報告における要改善等事項への対応
- 5 平成28年度内部監査計画の見直し[内部統制システムの運用状況等を監査事項に追加ほか]（7月）
- 6 27事業年度に係る監事期末監査への対応（5月～6月）

### II 農業者年金基金法に基づく年金業務関係

#### 1 加入者・受託機関向け業務

##### (1) 定例業務

- ① 加入申込者の加入資格の審査・決定、保険料の収納及び年金受給要件の審査・決定・支給等
  - ・ 新規加入者965人(28年7月末まで)への被保険者証等の送付
  - ・ 原則毎月23日に保険料を収納（8月までに約43億7千万円）
  - ・ 5月及び8月に各3ヶ月分の年金を給付（5月約49万7千件、8月約48万7千件）

etc

※業務の遂行の過程で9件の事務ミスが発生

##### [内訳] ◇書類の誤送付 5件

（新規加入者への被保険者証の重複送付、老齢年金裁定請求の勧奨状の発送漏れ等）

##### ◇確認・決定誤り 2件

（経営移譲年金の基本額年金を加算付年金として誤裁定等）

##### ◇事務処理遅延 2件

（死亡関係届出書の事務処理遅延）

- ② 受託機関等向け会議・研修会の開催及び考查指導（別紙1参照）

##### (2) その他

- ① 熊本地震の発生を受け、利用が想定される保険料の取扱い措置について周知するとともに、各種届出書等の取扱いについての弾力的な対応を措置。
- ② 会計検査院の指摘を踏まえ様式を改正した現況届及び28年度の振込支払通知書を年金受給者に発送（5月24日）
- ③ 新たな業務手引きの作成の検討（別紙2参照）

#### 2 会計検査指摘への対応（別紙3参照）

- ① 平成26年度から27年度にかけて行われた会計実地検査における経営移譲年金の不適正な支給に係る指摘への対応として、該当者への支給停止・支給額の返還措置等を実施。

- ② 平成27年の会計実地検査により確認された裁定取消該当者について、経営移譲年金の裁定取消を行うとともに、業務受託機関に通知を発出して処分漏れ農地等が発生しないように経営移譲等を行う者に対する指導を徹底。

### 3 資金運用関係

- ① 平成27年度運用結果及び運用評価等を議題として、年金運用の外部専門家を委員とする資金運用委員会を開催（6月17日）
- ② 平成27年度の運用状況等の公表及び付利通知等の発送（6月24日）、平成28年度第1四半期における運用状況等の公表
- ③マイナス金利の進行等に対し、被保険者ポートフォリオ、受給権者ポートフォリオそれぞれについて対応策を講じた上で運用（詳細は説明資料3-1）

### 4 加入推進

（説明資料2参照）

### 5 システム運営及び情報セキュリティ対策

（別紙4参照）

## III その他

### 1 会議関係

内部統制基本方針に基づき、内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングを行うとともに、リスク管理の徹底を図るため、経営管理会議、リスク管理委員会を開催（別紙1参照）

### 2 研修関係

必要な専門的知識の習得、法令遵守の周知徹底等を図るため、年度当初に研修実施計画を作成し、計画的に基金役職員を対象とした各種研修を実施（別紙1参照）

## 会議・研修会等の開催状況

### 1 受託機関等向け

#### (1) 会議・研修会関係（予定含む）

- ① 農業者年金業務担当者及び総合指導員会議（4月25日）  
【都道府県段階の業務受託機関担当者に対して28年度の加入推進の取組方針や業務実施上の留意事項等について周知するとともに、業務推進に向けた意見交換を実施】
- ② 業務研修会[都道府県受託機関向け]（第1回4月26日、第2回5月12・13日）  
【都道府県段階の業務受託機関担当者を対象に、農業者年金の仕組み、資格及び保険料、年金裁定事務、年金の支給停止等についての研修を実施】
- ③ 都道府県農業会議事務局長会議（5月9日・10日）  
【都道府県農業会議事務局長を参考した会議を開催し、加入推進をはじめとした農業者年金業務の推進に向けた協議を実施】
- ④ 加入推進特別研修会  
佐賀県（5月17日）、沖縄県（5月30日）、宮城県（6月30日）、山形県（7月1日）、青森県・石川県（7月6日）、岩手県（7月7日）、鳥取県（7月13日）、長崎県（7月13日・14日）、岐阜県（7月19日）、奈良県（7月21日）、福島県（7月29日）、福井県（8月3日）、島根県（8月5日）、千葉県（8月9日）、秋田県・徳島県（8月10日）、栃木県（8月17日）、新潟県（8月18日）、大分県（8月19日）、高知県（8月22日）、愛知県・山口県（8月23日）、群馬県（8月24日）、三重県・滋賀県（8月25日）、大阪府（8月26日）、兵庫県・広島県（8月29日）、静岡県（8月30日）、茨城県・富山県（8月31日）、宮崎県（9月1日）、山梨県・岡山県（9月5日）、和歌山県・香川県（9月8日）、長野県・愛媛県（9月12日）、神奈川県・熊本県・鹿児島県（9月14日）、長野県（9月21日）、福岡県（9月27日）、埼玉県（9月28日）  
【制度理解の増進と加入推進活動の活発化を図るため、都道府県段階の業務受託機関と基金の共催で、加入推進部長（地域における加入推進活動のリーダーとなる農業委員）等を対象にした研修会を開催】
- ⑤ 特別重点県と特別活動計画作成協議  
愛知県（6月14日）、千葉県（6月20日）、埼玉県（6月22日）、和歌山県（7月1日）  
【都道府県段階及び全国段階の業務受託機関と基金の5者による加入推進に向けた特別活動計画作成のための協議を実施】

#### (2) 考査指導

6月下旬より開始し、12月中旬までを予定（28年度実施対象249機関（農委163、JA86）のうち、9月2日までに112機関（農委69、JA43）実施済）

### 2 農業者年金基金内部の対応

#### (1) 会議関係

- ① 経営管理会議（第1回4月7日、第2回4月13日、第3回4月20日、第4回6月15日、第5回6月17日、第6回6月28日、第7回7月15日、第8回8月8日）
- ② リスク管理委員会（上半期）（8月8日）

#### (2) 研修関係

4月 新任職員研修（基礎コース）（9テーマ）

- 4月 課長補佐級以下職員研修（法人文書管理）  
5月～7月 資金部職員研修（債権・株式・ポートフォリオ入門）  
5月～8月 資金部職員研修（国債投資Σ3級コース）  
7月 主査以下職員研修（電話対応）  
7月 管理職員等研修（ストレスチェック制度とメンタルヘルス対策等）  
7月～8月 新任職員研修（拡充研修）（4テーマ）  
8月 役職員研修（障害を理由とする差別の解消の推進）  
9月 業務分析研修

## 新たな業務手引きの作成について

### (経緯)

受託機関の担当者向けに作成している「制度と実務」等の業務用資料に関し、業務受託機関から分かりづらいとの意見要望等が出されたため、「業務用手引き改善協力員設置規程」(27独農年企第96号平成27年9月25日)を定め、業務受託機関の担当者から改善協力員を委嘱し、同協力員の協力を得ながら、「制度と実務」に替わる新たな業務手引きの編集を模索。

### (進捗状況)

新たな業務手引きの作成に当たっては、業務受託機関からの意見・要望等を踏まえ、「見やすさ」、「分かりやすさ」、「調べやすさ」を基本に据え、更に法令、通知、QAなどより多くの情報を集めた上で、「担当者の知ろうとする情報に直ぐにたどりつける」編集を心掛け、①業務手引き、②法令集、③通知集、④制度解説、⑤Q&Aの5冊構成とし、編集作業を進めているところ。

### (今後のスケジュール)

現在編集中の、新たな業務手引きについて、9月下旬を目処に試作段階のものを受託機関向け基金ホームページに掲載の上、広く業務受託機関から意見等を求める予定。

また、10月上旬には、「業務手引き改善検討委員会」を開催し、改善協力員との意見交換を行う予定。

## 会計実地検査等の状況

### 1. 平成27年の会計実地検査等の結果

平成26年11月から平成27年6月にかけて行われた認定農業者等の名義との重複者569名に対する検査については、農業委員会等の多大な協力の下、28年3月には実態調査を完了し、最終的に104名が支給停止に、2名が裁定取消に該当する結果となりました。

### 2. 平成28年5月の会計実地検査等の実施状況

平成28年5月の会計実地検査は、福島県の2市及び兵庫県の2市で行われ、問題等の指摘等は無く、終了しました。

### 3. 平成28年の指摘

上記1の検査により確認された2名の裁定取消者について、不当事項として指摘する予定であることが示されていましたが、その後、2名の裁定取消者のうち、処分対象農地等の処分もれにより裁定取消に該当した1名について、不当事項として指摘する予定であることが改めて示されました。

(「経営移譲年金の適正な支給の確保について」参照)

## 経営移譲年金の適正な支給の確保について

会計検査院から、共同相続財産となっている農地のうち、経営移譲者の相続持分が処分漏れとなっていた者についての指摘を受け、経営移譲年金の裁定取消を行った。

これを踏まえ、基金としては経営移譲年金の適正な支給の確保に向け、業務受託機関に対して「農業者年金事業における経営移譲年金の適正な支給の確保について」

(平成28年8月5日 28独農年業第104号 独立行政法人農業者年金基金理事長通知) を発出し、農地等の相続が発生した場合の処分対象農地の確認及び経営移譲等を行う者に対する指導の徹底を図っている。

### 〈会計検査院の指摘概要〉

基金は、Aの自己名義の農地等が第三者に処分され、経営移譲年金の受給権があるとして裁定し、平成21年2月から支給していた。

しかしながら、経営移譲終了日前の平成20年10月にAの父親が死亡したことにより、父親名義の農地等が共同相続財産となり相続持分(1/3)を有することとなつたが、Aの相続持分を併せて処分していなかつたため、この相続分に係る農地等の面積は、自留地として認められる10aを超えており、経営移譲年金の支給要件を満たしていなかつた。

したがつて、21年2月から27年1月までの間にAに支給された経営移譲年金は支給が適正ではなく、不当と認められる。

### 〈理事長通知の概要〉

1. 経営移譲の事前指導を行つた際には、「被保険者カード」等に経営移譲予定者の経営農地等の内容等を記録すること。
2. 基準日から経営移譲終了日までの間に農地等の相続が発生していないか確認し、相続が発生していた場合には、所在、地番、面積及び権利の種類を把握し、次のことについて経営移譲等を行う者を指導すること。
  - (1) 経営移譲等を行う者が単独で相続した農地等は、そのすべてについて経営移譲等を行う必要があること。
  - (2) 共同相続財産となっている農地等については、経営移譲等を行う者の相続分(持分)について、次のいずれかの方法により経営移譲等を行うこと
    - ① 相続財産を分割して処分する方法
    - ② 相続財産を分割せずに持分を処分する方法
    - ③ 相続財産を共有のまま処分する方法
3. 相続放棄を行つたときは、処分対象農地等でなかつたものとして取り扱うこと。
4. 共同相続財産の持分を有していても他の相続人が耕作していて経営移譲等を行う者が耕作していない農地等については、処分対象農地等に含まれないものとして取り扱うこと。
5. 農業委員会が裁定請求書等を受付した際は、経営移譲等終了日時点において処分漏れの農地等がないことを「農地台帳」等により確認し、裁定請求書等に添付する「チェックシート」にチェックの上、裁定請求書等にそのチェックシートを添付して基金へ送付すること。

## システム運営及び情報セキュリティ対策

### I 農業者年金記録管理システムの運営状況について

#### 1 農業者年金記録管理システムの普及・拡大

農業者年金記録管理システムは、平成26年2月24日から稼働しており、業務受託機関の利用率を向上させるため、本年4月25日付で「農業者年金記録管理システム普及拡大取組方針」を決定し、基金と業務受託機関が連携して本システムの普及拡大に取り組んでいる。

また、本年度に業務受託機関から要望のあったシステム改修については、2件の改修を行い、さらに年度内に6件の改修を予定している。

#### 2 マイナンバー制度への対応

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応のために必要なシステムのうち、マイナンバーを基金が直接取得するための住民基本台帳システムとの連携に係る開発及び必要なハードウェアの調達については終了している。

今後は、平成29年7月以降に予定されている市町村、日本年金機構との情報連携開始に向けて、情報提供ネットワークシステムとの接続のための開発を進めることとしている。

なお、マイナンバーを農業者年金記録管理システムで活用することにより、被保険者、受給権者等に対する業務を迅速かつ確実に行うこととしている。

### II 情報セキュリティ対策等について

#### 1 農業者年金記録管理システムのインターネット接続環境からの離脱

個人情報については、漏洩を防止するため、その保護対策の強化を今後とも確実に進める必要がある。このため、業務環境としては、農業者年金記録管理システムで個人情報を取り扱う基金の端末は、インターネットに接続しないシステム利用者専用LANの構築を行い、昨年9月より稼働させている。

#### 2 各担当者の個人情報保護管理

外部からの標的型メール攻撃等に備え、標的型メール訓練を昨年度に2回実施し、本年度も引き続き実施を予定している。また、基金職員の名刺には個人のメールアドレスを表示しないこととし、必要な場合は別途個別に対応することとした。

なお、基金職員は、個人情報保護等に係る規程を遵守し、個人情報を業務上やむを得ずパソコン等に保存する場合は、パスワードの設定を徹底している。

併せて業務受託機関に対しても、農業者年金記録管理システムのトップページのお知らせ画面において、加入者情報の管理徹底をお願いしているところ。